

○弘前地区環境整備事務組合情報公開条例

〔平成20年3月3日〕
〔条例第1号〕

改正 平成28年2月24日 条例第3号 | 令和5年7月14日 条例第5号
令和元年5月21日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）の実施機関が保有する情報の一層の公開を図り、公正で民主的な組合運営の推進に寄与することを目的とする。

(実施機関)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、議会、監査委員をいう。

(費用負担)

第3条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物又は電磁的記録の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として別表に定める額を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者（写しの交付を受ける場合を除く。）が負担しなければならない当該開示の実施に要する費用は、零とする。

3 第1項の費用は、弘前地区環境整備事務組合財務規則（昭和52年弘前地区環境整備事務組合規則第3号）第3条の規定によりその例によることとされた弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）第37条第1項の納入通知書により徴収する。

(審査請求があった場合の手続)

第4条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。この場合において、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(この条例に定めのない事項)

第5条 この条例に定めるもののほか、組合が保有する情報の公開に関しては、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）及び弘前市情報公開条例施行規則（平成18年弘前市規則第11号）の例による。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月21日条例第1号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年7月14日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

費用の区分	公文書の種類	写しの種類	費用	
写しの作成に要する費用	文書、図画又は写真	複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)	
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費	
	フィルム	マイクロフィルム	用紙に印刷したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
				日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
		写真フィルム	印画紙に印画したもの	実費
	電磁的記録		用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費				
		録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、MOディスク、CD-R、DVD-RAM等に複写したもの	実費	
写しの送付に要する費用	全種	全種	郵便料	